

財政状況資料集用語解説

(2) 各会計、関係団体の財政状況及び健全化判断比率

一般会計等の財政状況

| | |
|-------|---|
| 一般会計等 | 一般会計は、議会費や総務費、教育費といった自治体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上される一般会計と公営企業会計等を除く特別会計を合わせたもの。 |
| 形式収支 | 歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額。 |
| 実質収支 | 形式収支から翌年度に繰り越す必要がある財源を控除した純粋な剰余金。 |
| 繰入金 | 一般会計と特別会計などの会計間でおこなう現金の移動により会計に繰り入れたお金。 |
| 地方債 | 自治体が必要な財源を調達するために負う借金。 |

公営企業会計等の財政状況

| | |
|-----------|--|
| 公営企業会計等 | 競馬や競輪、競艇などの公営競技に係る収益事業会計、国保特別会計、老人保健事業特会、介護保険特会などと、水道、下水道、病院、交通などの公営企業会計を指す。 |
| 総収益 | その期の営業活動に伴う収益。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業収益（料金収入等） ・ 営業外収益（受取利息・他会計補助金等） ・ 特別利益（固定資産売却益等） |
| 総費用 | その期の営業活動に伴う費用。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業費用（人件費・物件費等） ・ 営業外費用（支払利息等） ・ 特別損失（固定資産売却損等） |
| 純損益 | 法適用企業における、総収益から費用を差し引いた額のこと。純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼ぶ。 |
| 資金剰余額／不足額 | 公営企業ごとに資金収支の累積剰余額／不足額を表すもので、法適用企業については、基本的に、流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業については、基本的に、一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額。 |
| 法適用企業 | 地方公営企業法の適用を受ける事業。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道、工業用水道、病院、電気事業等 |

| | |
|--------|---|
| 法非適用事業 | 地方公営企業法を適用せず、地方自治法、地方財政法等の適用を受ける事業。 ・ 下水道事業、簡易水道事業、宅地造成事業等 |
|--------|---|

関係する一部事務組合等の財政状況

| | |
|--------|---|
| 一部事務組合 | 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立する組合。 |
|--------|---|

地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

| | |
|------|--|
| 経常損益 | 当該法人等の経常的な経営活動から生ずる経常収益と経常費用の差額をいい、経営状態を示すものである。一般的にこの数字が大きいところは、利益をあげていると言える。 |
| 純資産 | 貸借対照表上の資本金、資本剰余金、利益剰余金を合計したもので、自己資本あるいは株主資本とも呼ぶ。 |
| 正味財産 | 公益法人会計基準における、資産の合計額と負債の合計額の差額のこと。 |
| 出資金 | 市町村が当該法人の債権や株式を取得したり、財団法人の寄附行為に係る出捐金を支出する経費をいう。 |
| 補助金 | 当該法人等の行う事務や事業に対し、その助成あるいは財政上の援助を与えるために市町村が交付するお金。 |
| 貸付金 | 市町村が当該法人等へ貸しているお金。 |
| 債務保証 | 当該法人等が受けた融資等について、当該市町村がその返済を保証することをいい、破綻等で融資の返済不能となった場合、市町村が代わりに金融機関等に返済することとなるもの。 |
| 損失補償 | 当該法人等が受けた融資等について、当該市町村がその返済を保証することをいい、破綻等で融資の返済不能となった場合、市町村が代わりに金融機関等にその「損失」の一定割合又は一部を返済することとなるもの。 |

健全化判断比率

| | |
|----------|---|
| 実質赤字比率 | 歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、市町村の一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したもの。 |
| 連結実質赤字比率 | 市町村のすべての会計の赤字額と黒字額を合算することにより、市町村を一つの法人とみなした上で、歳出に対する歳入の資金不足額を、一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したもの。 |

| | |
|----------------|---|
| 実質公債費比率 | <p>平成 18 年度から地方債の発行が従来の許可制から協議制に移行したことに伴い導入された財政指標であり、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の額を、標準財政規模を基本とした額で除したものの過去 3 ヶ年の平均値。</p> |
| 将来負担比率 | <p>実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の 3 つの指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字や負債の状況を示すもの。(=「現在の負担」の状況)</p> <p>一方、将来負担比率は、市町村が発行した地方債残高だけでなく、例えば、土地開発公社及び市町村が損失補償を付した第三セクターの債務などを幅広く含めた決算年度末時点での将来負担額を、標準財政規模を基本とした額で除したもの。(=「将来の負担」の状況)</p> |
| 資金不足比率 | <p>一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」を、公営企業の事業規模で除したもの。</p> |

(3) 財政比較分析表

| | |
|-----------------|---|
| 財政力指数 | <p>当該団体の財政力を表す指標で、この数値が「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。算定方法は、基準財政収入額（標準的な状態において見込まれる税収入）を基準財政需要額（自治体が合理的かつ妥当な水準における行政を行った場合の財政需要）で除して得た数値の過去 3 ヶ年の平均値。</p> |
| 経常収支比率 | <p>経常的な歳出の経常的な収入に対する割合で、財政構造の弾力性を示す指標。この比率が高くなるほど財政が硬直化していることを示す。</p> |
| ラスパイレス指数 | <p>地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている指数で、国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を示す。加重指数の一種で、重要度を基準時点（又は場）に求めるラスパイレス式計算方法により算定される。</p> |

(4)-2 経常経費分析表

| | |
|-----------|--|
| 人件費に準ずる費用 | 物件費に含まれる臨時職員の賃金や、補助費等に含まれる公営企業等に対する繰出金のうち人件費相当額に該当するもの。 |
| 公債費に準ずる費用 | 下水道などの公営企業が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金や一部事務組合が支払う元利償還金への一般会計からの負担金。 |

(7) 実質収支比率等に係る経年分析

| | |
|--------|--|
| 実質収支比率 | 標準財政規模に対する実質収支の割合。一般的には、3～5%程度が望ましいとされている。 |
|--------|--|

(8) 連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析

(9) 実質公債費比率（分子）の構造

(10) 将来負担比率（分子）の構造

| | |
|-------------------------------|-------------------|
| 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率 | ※(2)中“健全化判断比率”に記載 |
|-------------------------------|-------------------|

(11) 基金残高（東日本大震災分を含む）に係る経年分析

| | |
|-----------|--|
| 財政調整基金 | 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。 |
| 減債基金 | 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。 |
| その他特定目的基金 | 財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。 |